

21 費用構成表

010 水道事業

団体コード 303615

事業区分 1 上水道事業のみ

規模別 08 1万人以上 15万人未満

法適・非適 1 法適用企業

経営主体 4 町村営

用途区分 2 50%以上 80%未満

施設名 001 末端給水

黒・赤字別 1 経常利益を生じた事業（黒字）

水源区分 2 ダムを主とするもの

原価区分 3 給水原価0円超 166円未満（末端）

項 目	行	金 額 (千円)	列 番 号
1. (1) 基本給	0:1	18,604	(1)
職 (2) 手 当	※ 通勤 手当 は税 抜き	5,983	(2)
員 (3) 賃 金		11,086	(3)
給 (4) 退 職 給 付 費			(4)
与 (5) 法 定 福 利 費		6,037	(5)
費 (6) 計		41,710	(6)
2. 支 払 利 息			9,873
内 (1) 企 業 債 利 息		9,873	(8)
訳 (2) 一 時 借 入 金 利 息			(9)
(3) 他 会 計 借 入 金 等 利 息			(10)
3. 減 価 償 却 費		47,383	(11)
4. 動 力 費		31,935	(12)
5. 光 熱 水 費		131	(13)
6. 通 信 運 搬 費		1,530	(14)
7. 修 繕 費		23,835	(15)
8. 材 料 費		2,613	(16)
9. 薬 品 費		5,903	(17)
10. 路 面 復 旧 費		1,885	(18)
11. 委 託 料		17,400	(19)
内 (1) 原 水 及 び 浄 水 費		2,239	(20)
訳 (2) 配 水 及 び 給 水 費		10,269	(21)
(3) 業 務 費			(22)
(4) 総 係 費		4,892	(23)
(5) そ の 他			(24)
12. 負 担 金		2,438	(25)
13. 受 水 費		7,283	(26)
うち 資 本 費 相 当 額		2,973	(27)
14. そ の 他		13,133	(28)
15. 費 用 合 計		207,052	(29)

項 目	行	金 額 (千円) 等
年間延職員数(人)	0:1	63 (30)
年度末職員数(人)		5 (31)
基 本 給		18,604 (32)
内 給 料		17,385 (33)
扶 養 手 当		1,219 (34)
地 域 手 当		
手 当		5,983 (36)
時 間 外 勤 務 手 当		1,570 (37)
内 特 殊 勤 務 手 当		
訳 期 末 勤 勉 手 当		3,798 (39)
そ の 他		615 (40)
計		24,587 (41)
延 年 齢 (歳)		256 (42)
延 経 験 年 数 (年)		53 (43)
退 職 手 当 支 出 額		158 (44)
内 取 益 的 支 出 分		
訳 資 本 的 支 出 分		
退 職 給 付 引 当 金 額		158 (47)
取 り ぐ ず し 額		
支 給 対 象 人 員 数 (人)		1 (48)
延 支 給 月 数 (月)	(注) 単位 0.001月	36,000 (49)
延 勤 続 年 数 (年)		3 (50)
18. 広 報 活 動 費		
職 員 一 人 当 た り 平 均 給 与		390 (52)
退 職 手 当 平 均 支 給 月 数		36 (53)
19. 受 託 工 事 費		
20. 附 帯 事 業 費		
21. 材 料 及 び 不 用 品 売 却 原 価		
22. 経 常 費 用		207,052 (57)
企業債利息に対して	基準額	
繰 入 れ た も の	実繰入額	
01行08列	償却原価法による利息	
の うち	相当分を除いた企業債利息	
2. (1) 企業債利息	0:2	(1)
3. 減 価 償 却 費		(2)
13. 受 水 費 の うち		(3)
資 本 費 相 当 額		(4)
15. 費 用 合 計		(4)
02 行	辺 地 債 分	(5)
01 行	過 疎 債 分	(6)
列	資 本 費 平 準 化 債 分	(7)
の	公 営 企 業 施 設	(8)
うち	等 整 理 債 分	(8)
	災 害 復 旧 事 業 債 分	(9)
	未 利 用 施 設 の 利 子 に	(10)
	充 て る 企 業 債 分	(10)
	01行08列のうち、償却原価法による	(11)
	利息相当分を除いた企業債利息	(11)
01 行	上 水 道 事 業 分	9,873 (12)
08 行	辺 地 債 分	(13)
列	過 疎 債 分	(14)
の	資 本 費 平 準 化 債 分	(15)
うち	公 営 企 業 施 設	(16)
	等 整 理 債 分	(16)
	災 害 復 旧 事 業 債 分	(17)
	未 利 用 施 設 の 利 子 に	(17)
	充 て る 企 業 債 分	(18)

1. 受水費のある事業にあっては、受水費中の列27「うち資本費相当額」を記入すること。

なお、資本費相当額は用水供給事業等の給水原価に占める資本費の割合を当該受水費に乗じて算出したものとする。

2. 委託料とは、浄水場等の施設運営委託、検針、料金徴収、庁舎清掃等の委託に要する経費の合計額を記入すること。